

アルバイトを装った カード「名義貸し」に注意！！

★相談事例

大学の友人から「いいバイトがある」と誘われ、ある男性を紹介された。その男性の友人が消費者金融に勤めており、ノルマ達成のためにカードを作してほしいと頼まれた。「カードは即日解約し、使用することはないので、大丈夫。お礼にバイト料を支払う」といわれ、了承した。バイト料として2万円受け取ったが、カードは解約のために必要であるといわれ、その男性に渡した。

後日、消費者金融から100万円の請求があり、騙されていることに気づいた。カードを渡した相手とは連絡が取れなくなった。(20代男性)



©KANAGAWA2013

★ひとことアドバイス

- ◎熊本県、福岡県の一部で学生アルバイトを装った消費者金融のローンカード作成の名義貸しに関する相談が多発しています。
- ◎あなたに無断でカードが使用されたとしても、消費者金融業者に対する借金の返済責任は名義を貸した人にあります。
- ◎このようなトラブルは、友人や先輩を巻き込んで信用させるケースが多く見られます。たとえ親しい友人や先輩からの誘いであってもきっぱりと断り、名義を貸すことは絶対にやめましょう。
- ◎被害にあったら、消費生活センターに相談しましょう。放置するとブラックリスト（信用情報）にのる可能性があります。



★消費者ホットライン（最寄りの消費生活センター・相談窓口につながります）

（局番なし） **188(いやや!)**

★福岡県消費生活センター **092-632-0999**

相談時間 月～金曜日9:00～16:30 / 日曜日10:00～16:00